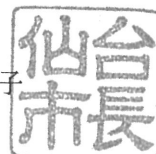


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第19条の規定を適用し、同条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和7年8月4日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 大青工業株式会社 代表取締役 青澤 誠治

住所 仙台市青葉区上杉一丁目3番22号

名称 坪沼産業廃棄物最終処分場拡張事業

種別 区画形質の変更、工作物の移設

目的 現在の産業廃棄物処理場は、平成8年12月11日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可区域で、許可番号仙台市（環廃産）指令第10号と平成8年12月17日付で森林法第10条の2許可を得て業務を行っており、数度の変更を経て現在（埋立て面積68,718.9㎡、埋立て容量1,659,761.5㎡）に至っているが、埋立て残量が、わずかとなっていることから、隣接する土地を含め埋立て容量を確保するもの。

内容 現在の処分場の盛土法面と東側通路を挟んだ向かい側の法面に挟まれた凹地を生かし、EL=150m～EL=210mまでの溪谷を産業廃棄物の最終処分場として利用することで、約102万㎡増量を計る計画。

位置 仙台市太白区坪沼字硯石55-1 外28筆

面積 14.0107ha

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和7年8月4日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課